

(別紙)

平成30年10月1日以降における指定障害福祉サービス事業、指定障害児通所支援事業等の指定等に関する添付書類について

	指定申請時	変更時
申請者又は開設者の 定款、寄付行為等	<ul style="list-style-type: none"><li>指定就労継続支援 A 型事業の指定申請においては、申請に必要な書類として添付が必要</li><li>その他の事業の指定の申請においては、「障害福祉サービス事業等開始・変更届出書」(第6号様式)又は「障害児通所支援事業等開始・変更届出書」(第15号様式の16)による届出に必要な書類として添付が必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>指定就労継続支援 A 型事業者は、定款等に変更が生じた場合には、「変更届出書」(第3号様式)及び「障害福祉サービス事業等開始・変更届出書」(第6号様式)に変更後の定款等を添付して届け出ること。</li><li>その他の事業に係る事業者にあつては、定款等に変更が生じた場合は、「障害福祉サービス事業等開始・変更届出書」(第6号様式)に変更後の定款等を添付して届け出ること。</li></ul>
当該申請に係る事業 に係る資産の状況	添付不要	届出不要
当該申請に係る事業 に係る介護給付費等 の請求(注)	添付不要 ※ ただし、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」又は「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」による体制状況の届出は必要	届出不要 ※ ただし、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」又は「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」による体制状況の届出は必要
役員の氏名、生年月 日及び住所	添付不要	届出不要